

令和2年4月13日

児童発達支援えとわるをご利用の保護者各位

練馬福祉園
施設長 宮原 康輔

今後の練馬福祉園「児童発達支援えとわる」の運営について

ご家族の皆様には、日頃より当事業所の運営にご協力をいただきまして、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染拡大防止や適切な医療体制確保の為、政府より「緊急事態宣言」が発令されました。これを受けて、東京都は「緊急事態宣言を踏まえた障害児通所支援事業所及び障害児入所施設の対応について」を4月10日（金）に発表しております。

児童発達支援えとわるでは、発表されている東京都の要請に従いまして、令和2年5月10日（日）までの期間、仕事を休んで家にいることが可能な保護者に対してはお子さんの通所を控えるようお願いし、特に支援が必要であり家庭で過ごすことが困難なお子さんについての支援のみに縮小して実施することとなりました。支援の提供にあたっては、これまでお知らせした感染防止対策の継続に努めてまいります。

今後の新型コロナウイルス感染拡大や政府関係機関からの指針等により、施設内の感染予防策の随時見直し、必要な対策を検討していきます。

引き続き、感染症防止対策へのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

練馬福祉園事業をご利用の皆様へ

令和2年4月17日

練馬福祉園

施設長 宮原康輔

練馬福祉園における新型コロナウイルス感染症対策について

当施設の事業をご利用されている皆様には、日頃より運営にご協力頂き誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染拡大防止に向けて、施設内において各事業の利用者・職員の動線の区分けや支援時のマスク着用等、様々な対応策を実施しております。

昨日、政府関係機関より全国に向けて「緊急事態宣言」が発出され、新型コロナウイルス感染拡大の重要な時期に差し掛かっており、より一層の防止策を検討し、施設内の感染防止に尽力していきたいと思っております。

万が一、新型コロナウイルス感染の疑いが発生した場合、当施設が加盟している東京都社会福祉協議会より発行されている「新型コロナウイルス感染疑い発生対応フロー」を基に、対応していきたいと思っております。

引き続き、感染症防止対策にご理解とご協力をお願い致します。

以上

新型コロナウイルス感染疑い発生時の対応フロー（入所系）

● ポイント 感染が強く疑われる者／濃厚接触者／それ以外に分けて対応する

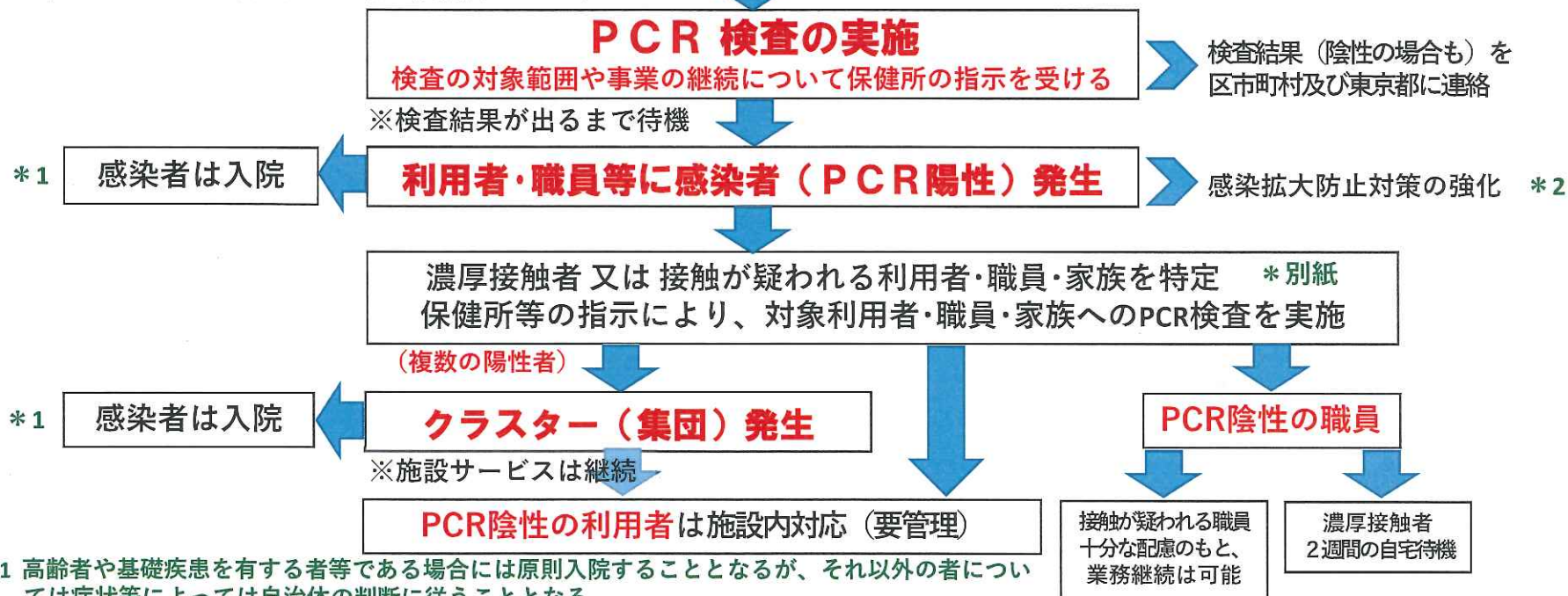
感染疑い事例がない場合

- ・ 各施設作成の感染対策マニュアル等に基づく取組の再徹底
(地域の状況を踏まえ、**健康管理・マスク・手指消毒の徹底**) ※即、濃厚接触者にならない為に
- ・ 施設長等・医師（担当医・主治医・配置医・産業医等）・内部の連絡・情報共有体制の確認
- ・ 施設における業務継続計画（BCP）の準備・作成

感染疑い事例が発生した場合

- ・ 施設長等・医師（担当医・主治医・配置医・産業医等）に報告・相談し対応
- ・ 施設内の短期入所も含め、入退所者の制限を検討

「新型コロナウイルス受診相談窓口」又は主治医から直接「新型コロナ外来」に電話連絡し指示を受ける
(保健所等設置：帰国者・接触者電話相談センター)



*1 高齢者や基礎疾患を有する者等である場合には原則入院することとなるが、それ以外の者については症状等によっては自治体の判断に従うこととなる。

*2 ユニット型では自室隔離対応、開放型は間隔をあげ間仕切り対応、職員はできるだけ固定し交差感染防御、

使い捨て容器使用、マスク・手袋着用、入室前後の手指消毒、飛沫感染等のリスクが高い場合、ゴーグル・使い捨てエプロン等着用、十分な換気

令和2年4月10日版 作成：東京都新型コロナウイルス感染症対策医療介護福祉サービス等連携連絡会（協力：全国老人保健施設協会）

新型コロナウイルス感染疑い発生時の対応フロー（通所系）

●ポイント サービスがなければ生命の維持が困難な人を事前に把握し、居宅支援事業所を中心に代替サービスを想定・準備しておく

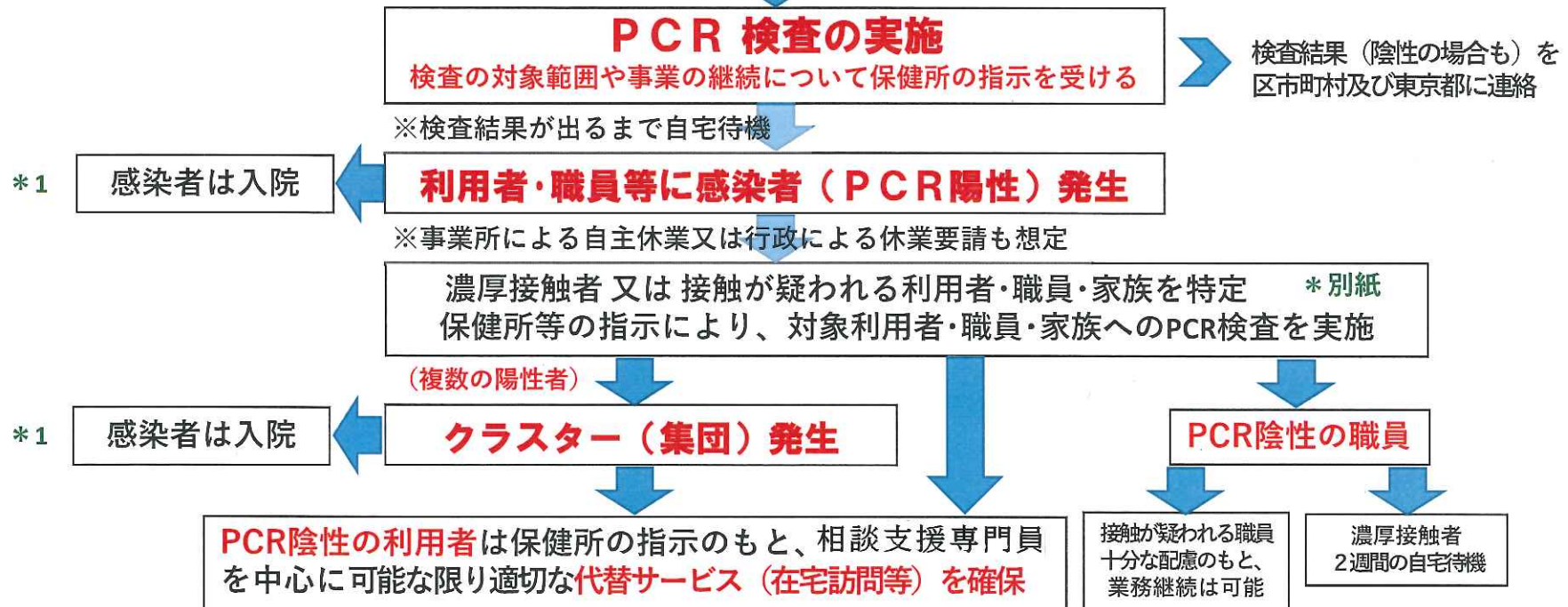
感染疑い事例がない場合

- ・利用者の同居家族・介護者等の職場や学校等での発症の情報収集・情報把握
- ・各事業所作成の感染対策マニュアル等に基づく取組の再徹底
(地域の状況を踏まえ、健康管理・マスク・手指消毒の徹底) ※即、濃厚接触者にならない為に
- ・管理者等・医師（主治医等）・相談支援専門員 内部の連絡・情報共有体制の確認

感染疑い事例が発生した場合

- ・事業所の管理者等・医師（主治医等）に報告・相談し対応
- ・利用者の場合、主治医・相談支援専門員へ連絡

「新型コロナウイルス受診相談窓口」又は主治医から直接「新型コロナ外来」に電話連絡し指示を受ける
(保健所等設置：帰国者・接触者電話相談センター)



*1 高齢者や基礎疾患を有する者等である場合には原則入院することとなるが、それ以外の者については症状等によっては自治体の判断に従うこととなる。